

平成30年度島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 平成31年2月8日(金)

10:00～12:00

場 所 島根県民会館第1多目的ホール

【開会、黙祷】

●事務局

ただいまより平成30年度島根県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。

会議の前に、皆様にお諮りしたいことが一つあります。このたび千葉県野田市の小学4年生の児童が虐待で亡くなる事案が発生いたしました。心を痛めておられる方も多いと思います。この協議会は子どもにかかわることでもありますので、ここにおられる皆様の御賛同がいただければ、御冥福を祈り、黙祷したいと思います。いかがでしょうか。

(委員了承)

それでは、皆様、御起立を願います。黙祷。

[黙 祷]

ありがとうございました。御着席ください。

【教育長挨拶】

●教育長

おはようございます。島根県教育委員会、教育長の新田でございます。

本日は、島根県いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしましたところ、御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より本県の教育行政に関しまして、格別のお力添え、御協力をいただいておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

昨年度は、県のいじめ防止基本方針の見直しにつきまして、この協議会において2回にわたり議論をしていただきました。被害を受けられた側からの意見を十分に聞くことの必要性であること、そういったことを初め、非常に貴重な御意見をいただいたところでございます。島根県いじめ防止基本方針の見直しに当たりましては、その後、パブリックコメント等も実施した上で、平成30年5月15日で一部の改訂を行ったところでございます。

本日の議題の、平成29年度生徒指導上の諸課題の現状の中で、いじめの状況について

も後ほど事務局のほうから説明いたしますが、県内のいじめの認知件数については、過去最多となっております。一方で、これはいじめの正確な認知が進み、組織的な対応が浸透してきている結果でもあると考えているところでございます。いじめの問題につきましては、学校だけで解決できない事案も多くございます。お集まりの皆様方のお力が非常に大切になると思っております。学校現場の現状や、それぞれの立場でいじめの問題にかかわっておられます皆様方の活動、課題認識、お考えなどをお聞かせいただきまして、それを共有させていただき、一層連携を深めながら、県としていじめ問題に今後一層取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、皆様のお知恵やお力により活発な意見交換が行われ、有意義な会議になりますことを期待しております。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### 【会長選出】

##### ●事務局

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第1項により、協議会に会長を置くこととなっており、また構成員の互選によることとなっております。

事務局案としましては、会長には島根大学教育学部学部長の加藤様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員拍手により承認)

#### 【会長挨拶】

##### ●会長

失礼します。皆さん、おはようございます。島根大学教育学部長をしております加藤と申します。

きょうは冒頭、黙祷もありましたが、子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たないという昨今でございます。私も大変心を痛めているところでございます。この会は、いじめに関するさまざまな機関、団体の皆様がお集まりいただいているところですが、いじめの防止等に関する取り組み、課題、こういったものをぜひ積極的に御意見としていただいて、情報を共有し、そして、この島根県の子どもたちが明るく健やかに成長できる環境を我々としてはつくっていきたいと思っております。それぞれの機関、団体からの御意見、御質問、積極的なお話、よろしくお願ひします。きょうの議事進行、お世話になります。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、これからの議事につきましては、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

●会長

それでは、お手元の会議次第に従って議事を進行させていただきます。なお、本会議は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱にも規定されていますとおり、公開で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

【議題(1)平成29年度生徒指導上の諸課題の現状について】

●会長

本日の議題は、平成29年度児童生徒の諸課題の現状についてです。資料1-1及び1-2に沿って事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●事務局

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について説明をいたします。資料1-1と、あわせて1-2をごらんください。これは毎年、文部科学省が行う調査に合わせ、島根県の状況を報告するものでございます。

まず初めに、1-1の1ページ、暴力行為の発生件数でございます。暴力行為の発生件数は、国公立合計で1,146件、前年に比べまして325件の増、39.6%の増でございました。暴力行為が増加している理由としては、いじめの正確な認知が進んできたことと同様に、児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着してきた結果であるというふうに考えております。暴力行為に対して、学校内で教職員の認識が共通理解されたことや、ささいな事案も報告し合う組織となり、細かく記録をとっていることが数字を押し上げていると考えております。報告されているものの中には、文部科学省が示している暴力行為の例に対して内容や程度が下回るものが含まれており、暴力行為の件数はふえておりますが、かといって学校が荒れているという感じではないと認識をしております。しかしながら、大きな荒れはなくても小さなことは起こっているということでございますので、一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと感じております。暴力は絶対に許されないことを、その都度繰り返し指導することはもちろんですが、暴力行為に対する今後の対応は、四角の囲みで示しております。未然防止対策の推進として、児童生徒の学

級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した、親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取り組みを進めてまいります。また、子どもの小さな変化を見逃さず対処するという早期発見、早期対応の姿勢を確立することや、対人関係形成能力を育成すること、及び、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進を図ってまいります。さらに、教育相談コーディネーターを中心とした体制を確立し、保護者、他校種、関係諸機関との連携を一層強化していきたいと考えております。

次に1-1、2ページをごらんください。いじめの認知件数でございます。いじめの認知件数は、国公立合計で1,831件、前年度に比べますと188件の増、11.4%の増でございました。このうち、いじめの状況は、平成29年度末で解消しているものが全体の82.4%でございます。いじめの内容としては、冷やかす、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるや、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするというのが主なものでございました。いじめの認知件数が増加した理由でございますが、校長会を初めとした教員研修でのいじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことや、指導主事による学校訪問を通じて、法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してきたことによるものだと考えております。また、各学校においていじめの定義が定着し、組織的な対応が行われている結果だとも考えております。いじめは決して許されないこと、その都度繰り返し指導することはもちろんでございますが、いじめの問題に対する今後の対応といたしましては、四角の囲みで示しております。いじめを見逃さない・見過ごさない学校づくりや、いじめ対策組織を中心とした対応体制整備とその強化、未然防止の取り組みの推進による魅力ある学校づくりを進めてまいります。また、日常の観察、面接、調査から早期発見・対応を行うことや、親和的な学級づくりを行ってまいります。さらに、平成30年5月の県いじめ防止基本方針の改訂に伴う学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを進めていくことや、スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実を図りながら、いじめの未然防止の取り組みや、適切な早期対応等の理解を図るための生徒指導に関する校内研修を行ってまいります。

次に、資料1-1の3ページをごらんください。小・中学校長期欠席者のうち、不登校児童生徒の状況でございます。国公立合計で892人、前年度に比べますと102人の増、12.9%の増でございました。増加した理由にはさまざまなケースがあり、一概には申し上げられませんが、学校における不登校の分類といたしましては、人間関係

に課題、無気力、不安の傾向がある場合には、そのうち小学校、中学校とも共通して、いじめを除く友人関係をめぐる問題、例えば仲たがいであるとかというような問題でござい  
ますが、学業の不振が要因となっております。特に中学校では、入学、転編入学、進学時  
の不適応や、進路に係る不安も特徴的な要因となって増加をしております。不登校の中  
でも、小学校5年生と中学校1年生がふえている状況にございます。小学5年生では、いわ  
ゆる高学年となり、学習内容が難しくなり、学習の不振が一つの要因となり、また6年生  
ほど活躍する場がないことなどもあって、自己有用感を高めにくいということも一つの要  
因であると考えております。中学1年生では、新しい環境になり、新たな人間関係をうまく  
構築できないことや、学習形態が変化したり、学習内容がふえたりすることにより、登  
校への意欲をなくしていることが考えられます。小・中学校の不登校児童生徒への今後の  
対応といたしましては、四角の囲みで示しております。スクールカウンセラー活用事業や  
スクールソーシャルワーカー活用事業を進めながら、教育相談コーディネーター養成研修  
の内容を生かして、教育相談体制の充実を図ってまいります。また、不登校等対応体制充  
実事業や、子どもと親の相談員配置によりまして、小学校不登校等対応体制の充実を図っ  
てまいります。さらに、クラスサポートティーチャーの配置により教室での学習支援、悩  
みの相談を行ったり、学びいきいきサポートティーチャーの配置により、別室での学習支  
援を行ったりして、中学校での不登校支援の体制の充実を図ってまいります。

次に、資料1-1の4ページをごらんください。高等学校長期欠席者のうち不登校生徒  
の状況でございます。公立私立合計で280人、前年に比べますと24人の増、9.4%  
の増でございます。全日制、定時制ともに不登校の分類として、学校における人間関係に  
課題、無気力、不安の傾向がある場合には、そのうちの中では、いじめを除く友人関係を  
めぐる問題、学業の不振、進路に係る不安が要因として上げられます。特に全日制では、  
入学、転編入学、進学時の不適応も特徴的な要因となっております。高等学校の不登校生  
への今後の対応といたしましては、四角の囲みで囲っております。小・中学校と同様に、  
教育相談体制の充実や、アンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを進めてまいり  
ます。また、教職員の資質の向上のために、生徒指導に係る校内研修を実施するとともに、  
3年間で全ての県立学校に指導主事が出向き、指導助言をする学校訪問を行ってまいり  
ます。

最後に、資料1-1の5ページをごらんください。高等学校中途退学者の状況ござい  
ます。公立私立学校合わせますと300人、前年に比べますと111人の減でございます。

27%の減でございました。中途退学者のうち、全日制及び通信制の中途退学者が減少したことにより全体の数が減少しております。この要因といたしましては、中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や、高等学校のオープンキャンパスなどの学校説明会等による高等学校入学に関する広報活動によって、ミスマッチが少なくなっているものだと考えております。また、通信制での減少は、科目履修届が提出されない、連絡がつかないなどの活動をしていない生徒を除籍した人数、これが減少したことによるものでございます。中途退学等の予防に対しましては、四角の囲みで囲っております。教育相談体制の充実として、教育相談員を宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置しております。また、中途退学者への支援といたしましては、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点に、それぞれ2名、計4名の連絡調整員を配置して、ひきこもりを防ぎ、社会参加に向けての支援を継続して行っていきたいと考えております。

暴力行為や不登校についても説明をさせていただきましたが、本日ははじめについての御意見等を伺えたらというふうに思っております。

資料につきましては、説明は以上でございますので、何か御質問等ありましたらお願いいたします。以上でございます。

#### ●会長

ただいまの説明について、御質問等をいただきたいと思います。挙手による御発言をお願いしたいと思います。

#### ●委員

青少年育成島根県民会議です。

非常に危機感というものを持って、今の報告を受けとめています。幾つか質問をさせていただきます。

1つは、長期欠席者の理由で「経済的理由」が上がっていますが、この定義を教えてください。それから、理由は恐らく1つではないはずで、ここに書いてある理由が幾つか積み重なっている例というのもあると思います。したがって、ここに示されている理由が、一義的な理由なのか、あるいはそのほかにもあるものなのか、そのあたりを教えてください。

2つ目は、資料1-2でいわゆる改善事例ということでの件数が上がっているところですが、どういうプロセスをたどって改善されていったのかということをもう少し教えてください。恐らくそれぞれ先生方は御承知の上だろうと思いますが、島根県民会議は民

間団体であり、いわゆる社会教育の立場で、県民としてどのように対応すればいいのかという、そういう使命を持っておりますので、そのあたりでヒントになるような事柄をお教えいただきたいと思います。

●会長

2点ありましたが、事務局、よろしいですか。

●事務局

最初の質問、経済的な理由ということでございますが、例えば長期欠席者のうちの理由というものでございますが、1-2の小学校及び中学校における長期欠席者の状況というのをごらんになっていただきたいと思います。この中に理由別長期欠席者の数字ということで、小学校、中学校、それから、後のページには一応、高校も載っております。その中で不登校になっている、これは1年間で30日以上欠席するというものを不登校と言っておりますが、その不登校になった主な理由が何かということで計上されているものでございまして、主な理由が経済的な理由かどうかということですので、経済的な理由が、こういう状況だからというようなものではありません。

●委員

経済的理由という、経済的というものが何を定義しておられるのか。例えば家庭の所得とか、具体的にそこまで把握をして、それに該当するということを求められておられるのか、それがよくわからない。

●事務局

経済的な理由というのは、家計が苦しくして教育費が出せない、それから、生徒が働いて家計を助けなければならないなどの理由で欠席せざるを得ないという場合は、長期欠席の中の経済的な理由ということになっております。

●委員

教育費に関して、支援制度というものが設けられていますが、こういったようなものはかかわっていないということですか。支援制度を出されるときには、基本的には家計が苦しいかどうかということについては把握をされますけれども、そういったことについては、この理由の中では把握されていないわけですかね。

●事務局

島根県の場合は、長期欠席のうち経済的な理由で欠席している生徒はおりませんので。

●委員

いないではなくて、いた場合には、該当する人はどういう人なんですかということを知りたいわけです。これまでも1例とか2例とかあるわけですよね。

●事務局

学校が把握している状況の中で、先ほど申し上げたような、家計が苦しいということで、例えば行政からの経済的な援助を受けておられて、さらにそれでも難しいというような状況は近年あります。

●委員

そういう意味ですね。援助をもらっているけれども、さらに苦しい、それはどこで判断をするわけですか。そこがわかりません。経済的理由というのは、全国でもこうして見ますと非常に少ない数として上がっているのです、よほどの理由だろう。私も民生委員をやっておりますし、それから、子どもの貧困の会にも出ておりますので、その定義がわかりません。

●事務局

今いろいろおっしゃっていただいたわけですが、報告の内容は学校の判断でやっております。もちろん保護者の方にお話を伺ったりすることもあるかと思いますが、学校が、不登校の理由として判断をして、数字として上げているという状況です。

●委員

なぜこういう質問をしているかということ、今は主たる理由ということを言われているわけですが、恐らく一人の子どもさんの場合には、複数の理由、他にもこうした経済的問題というものも当然あると推測されますので、そのような質問をさせていただいたところです。複数の理由を把握しておられれば、教えていただきたいと思って質問をさせていただきました。

●事務局

2番目の質問でございますが、詳細版の資料のⅢの(6)に小・中学校の不登校児童生徒の改善の事例として書いていますが、指導の結果、登校することができるようになったというのが、そこに載せております数字で、882人のうち228人が登校できるようになったというようなこと。また、登校には至らないが、好ましい変化があらわれるようになった、これは、例えばひきこもりではなく、いろいろなところに出ていくことができるようになったとか、そういう改善が見られたということでございます。どういう事例で

あるかといいますと、一つは、学校の中では、教室以外の別室で対応するというのが一つございます。それから、もう一つは、教育支援センターというところで、子どもたちが学校ではないところに通って、社会的自立を目指して学習活動や、いろいろな体験活動をするというものがございます。それから、フリースクールのような民間の団体の方のところに行って活動をするというようなことで、そういうところで人とかかわり合いながら、ちよつとずつ前向きになっていって、自立活動、社会的な自立に向けた活動を進めていくということでございますので、改善事例の中には、不登校の場合、学校に返ればいいというものではございませんので、それぞれの状況に応じて、子どもさんや保護者の方の考え方もしっかりと受けとめながら指導していくということで対応した結果が、こういう状況になっているということでございます。

●会長

よろしいですか。

●委員

はい。

●委員

済みません、この調査についてですが、文科省は学校基本調査から理由別長期欠席者数の部分を平成28年度から生徒指導上の諸課題に関する調査に移しました。理由別長期欠席の4分類についても、いろいろ定義が変わっています。学校基本調査の中の、他の調査項目の変更についても知りたいと思っています。今、大変問題になっている国の基幹統計ですが、文科省では基幹統計の学校基本調査と、統計法で承認されているこの生徒指導上の諸課題に関する調査についてですが、どちらも一番私が問題だと思っているのは、学校側が子ども本人、あるいは保護者本人に聞かないで記入していること。私は子どもの人権、権利に関して大変な問題だろうと思っています。小学校、中学校、高校に在学する子どもさんの年齢を考えてください。刑法などでは13歳で、去年、刑法改正ありましたが、そこでラインを引くのもどうかと思いますが、13歳以上については自己決定ができるということです。学校の生徒であれば中学生、高校生は自分で聞かれれば答えられるはずですが。一番の問題は、学校基本調査も生徒指導上の諸課題の調査についても、全ての項目が子ども本人あるいは保護者本人に聞かないで学校側が記入しているということです。今回、県教委がここに出された資料では、この調査の中で自殺、これは学校からの報告と括弧づけでありますけど。それと教育相談の状況、この2項目は資料から落ちていま

すが、そこについても説明をしていただきたいと思います。自殺についても、死んだ子は物が言えないのかということですが、いじめがあって、遺書を残した子どもさんの場合も、自殺とカウントしてないケースがあります。少なくとも自死について、御遺族の方からどのように聞かれたのかもわからず、勝手に学校と教師の手によって書かれる、そのことの問題性を私たちは本当に考えなければいけないと思っています。

関連して、いじめ防止基本方針の改訂のパブリックコメント、私、たくさん出しました。一番の問題、何度も何度も書いたのは、子どもの権利に関する条約について入れてほしいと。その中でも、特に子どもの意見表明権を入れてほしいと。でも取り入れられなかった。日本の子どもたちの自己肯定感はとても低いと言われていています。それは、教育がどうあったらいいのかということ、学校基本調査も長欠調査をなぜか52年間一度も子ども本人に聞かないからです。亡くなっても聞かれてない。県警の方もいらっしゃいますが、自殺については、いつも警察の発表と文科省の発表に100人ぐらいの差があります。この問題について、文科省にもずっとお願いをしましたし、国会でも質問していただきました。自殺問題協力者会議の第1回の報告書を見てください。警察庁の統計と文科省の統計に誤差がある場合は、連絡をとり合うというのが入っています。それを実際なさっているのか。平成30年度、速報値が12月に発表されました。島根県でも19歳以下の年齢の階層の自殺は3名上がっております。それと、日本の場合は未成年の自殺は減っていませんね。そして、3万から2万に自殺者が減った中で、女子の19歳未満、警察統計は500何人でしたよね。その中で増加してますよね。その背景は何にあるのか。文科省はスルーしていますが、県教委もスルーしていますが、先ほど黙祷をささげたたった1人の子どもさんの命と同様にもう少し真剣に考えていただけないでしょうか。100人の誤差はどこにあるんですかと。学校生活に起因するとか、私は詳細なデータの組み替えを警察庁に出向いてお願いをしたことがあります。警察庁の担当の方はすぐやってくださったんですが、文科省は動いていないです。警察と学校でなぜ300人と200人、100人の差があるのかということについて、御遺族が自殺にはしないでほしいと言われたと文科省は答えていますが、それこそ悉皆調査をしたのですかと。やってないです。御遺族からの、線路に倒れ込んでも自殺になってなかったのはおかしいとの話も聞いています。この調査の、私は本質的な問題だと思っています。

#### ●会長

質問については、事務局のほうの回答ということによろしいですか。

●委員

はい。

●事務局

教育相談につきましては、詳細版の一番最後に載せております。その資料をごらんになっていただけたらと思います。教育相談の数は2,799件です。ただ、これは前年に比べますとだんだん減少しているという状況でございます。

それから、自殺につきまして、県では自死と申しておりますが、平成29年度につきましては、我々は自殺、自死をしたという状況については確認をしておりませんので、今ゼロだというふうに、なかったということで承知をしております。

●会長

警察の方も来ていらっしゃいますけど、この回答について何かありますか。よろしいですか。それ以外のところで、先ほどの事務局の説明に対して、御質問あれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

チャイルドラインしまねです。

不登校の子どもからも電話がかかってくるので、その子たちの状況をもう少し知りたいのですが、学校にも行ってない、ほかの教育支援センターやフリースクールにも行ってない、保護者の方からも、行くところがない、居場所がないというような相談を受けたりしますが、学校に行っていない子どもたちが家庭以外の居場所があるのかということについては、何らかの調査はしておられるのでしょうか。

●事務局

今回、お示ししておりますこの調査にもあわせて、どういう状況であるのかということ进行调查しております。最初にいろいろ改善の状況について話しましたが、教育支援センターでありますとか、教育センターにも相談する場所がありますし、それから児童相談所であったり、民間団体、そういうところを紹介するわけですが、どうしてもなかなか話ができにくいという場合もあり、最近では教育支援センターの中で、全てではないですけど、市町によりましては、迎えに行くとか、家庭訪問をして支援をするというようなところも徐々に増えてきておりまして、それを広げていこうということで、教育支援センターの集まりの中でも、今後支援の質を向上していただけるように働きかけをしているというところでございます。

●委員

居場所のない子がどのくらいいるのかということで実際の数字を知りたかったのです。それで、小学校、中学校、高校。特に小学校の子が、学校に行けないと行くところが特にないというように聞いているので、実際にどこにも行くところを見つけていない子ども供たちの割合がどれくらいあるのかを知りたいです。

●事務局

それぞれ全ての、今お話をしたようなところの指導を受けていないという子どもさんの人数ですけども、小学校だと159名、それから中学校だと264名というような状況で、数字は確認しております。＜数字については最後に修正発言あり＞

●委員

社会福祉士会です。

「今後の対応」のところ、教育相談コーディネーターという名前がいろいろなところに上がっていますが、この方々は既に全校に配置されている、あるいは各学校の教員がこういう役を持って仕事をしておられるということでしょうか。

●事務局

教育相談コーディネーターは、平成29年から学校で指名していただくようになっておりまして、今年が2年目になります。これは配置というよりも、その学校の中でそういう担当をしていただく方として、校長が指名をするということでございます。例えばどんなことをするかというわけですけども、学校には特別支援教育のコーディネーターであったり、さまざまなコーディネーターがいるんですけども、そのコーディネーターも含めて、全体の教育相談の中でのコーディネートをするということで、教育相談の計画を策定したり、それから、気になる事例の把握ということで、スクリーニング会議をやりましたり、それから、支援が必要だと思われる児童生徒のためのケース会議を開催すると。それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、調整や学校外の関係機関との連絡調整を行うというような仕事になっております。

●会長

既に全校配置ということでしょうか。

●事務局

学校で指名をしていただくということでございます。

●会長

そのほかございませんか。

●委員

カラー刷りの資料の30年度の予算のことですが、確認ですが、スクールカウンセラー活用事業については、1億1,854万7,000円ですね。国庫負担は3分の1ではなかったですか。だから、国庫負担額の2倍を県が負担してくださっているということですね。

●事務局

はい。

●委員

わかりました。ありがとうございます。

【議題(2)意見交換】

●会長

それでは、本日の議事の2番目の意見交換のほうに入りたいと思います。

本協議会は、いじめの防止等に関する取り組み、課題などを共有する場というふうに位置づけられておりますが、それぞれのお立場からいじめの現状、取り組みや抱えている課題、その他いじめやいじめ防止に関してのお考えなどの発言をお願いしたいと思います。いろいろな関係機関、団体から出ていただいておりますので、できるだけたくさんの御意見、お話を伺いたいと思いますが、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。取り組み、課題、あるいは防止に関してのお考えなどをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、学校関係の方から先に聞いてみたいと思いますが、校長会のほうから代表で出ていただいている皆さんのほうからいかがでしょうか。小学校長会、いかがですか。

●委員

小学校校長会です。

いじめの認知件数が非常に増加をしているということですが、先ほどの話の中にもありましたが、初期段階のものを含め、積極的に認知をしています。というのは、裏返しをすると、解決に向けてのスタートラインをそこで設けて立っていると、解決に向けてのいち早く対応をしようということが浸透してきているというように私も自覚をしているところ

でございます。当然そこには組織的な対応をしているということでございます。ただ、現状として、初期対応のところでのつまずきが重大事案に発展するケースもあると聞いています。私がいつも思っていることは、先ほどの教育相談というところにもかかわってくるのですが、初期対応が重要で、事が起きてからということではなく、ふだんの子どもの困り感というか、そういうところにもっともっと我々が寄り添っていかないといけないと考えています。

例えば先ほど貧困の話がありましたが、私が経験したのは、母子家庭で経済的に苦しく、お母さんが昼も夜も働いているというケースです。その子は愛着的な問題が起きているという判定が出ていました。問題行動を起こします。でも、その子は学校休みません。学校へ来ると教師には暴言を言います。そういった時に、彼は愛情を求めて学校にきているということを考えられるかどうか。その暴言を教師が言葉だけで受けとめて考えてしまうと、またこんな暴言を言ったということになるのです。しかし、本当はその子は愛情を求めている、そこまで教師が子どもたちのことを考えてやれるのかというところをいつも考えて、私は現場ではそういう話をすることがあります。子どもたちの困り感に寄り添って、その子に合った対応をするというのは一般的ではありますが、それが一番最初の初期対応、事が起きる前の初期対応を受け入れてあげることだということをいつも感じて、それを全職員が共通して行うことができるようにするというのが課題だと感じています。以上です。

#### ●会長

ありがとうございました。

中学校、高等学校のほうからも、引き続いてお話聞きたいと思えますけど、中学校長会のほうはいかがですか。

#### ●委員

失礼します。島根県中学校長会です。

現状、そして課題、成果、そして最後に私なりの、学校でいじめ問題に取り組む必要性について、少し私見も交えてお話をさせてください。

まず、現状ですが、中学校の中で、特に私が大きな課題、現状として認識しているのは、やはりいじめの背景にSNS、ネット、LINE、これが必ずかかわっているという現状です。そういったものの影響で、いじめが非常に学校の教員が見えにくくなっている、そして広がりがある、そして深刻化しているという現実があるのではないかと感じています。さらには、このネット上のいじめによって、犯罪につながる可能性があるというような事

例も学校現場では見られるという現状を非常に強く感じています。

2点目、成果ですが、先ほど小学校長会のほうからもありました、今回、法によっていじめの定義が非常に広くなりました。その成果だと思いますが、やはりいじめの認知件数がふえてきたという現実があります。そのことによっていじめに対応する教職員の意識化、そして組織化、そして行動化、こういったものが進んでいったという利点があるのではないかなというふうに思っています。

そして、3点目、課題ですが、先般、文科省の全国の校長会の会議の中でいじめの対応についての協議がありました。学校現場でいじめが原因でみずから命を落とすという事件がなくなるということで、今年度、議員立法の形でいじめ防止対策推進法が改正される動きがあるということをお聞きしました。その背景には、学校のいじめ対応が十分ではないというような認識があると思っています。そういった中で、もちろん学校のほうは、このいじめ問題について真摯に受けとめて対応をしていかなければならないと思っていますが、一方では、学校現場では今、教員の働き方改革という問題にも直面しております。いじめの対応と教員の働き方改革をどう進めていくのか。根本的な問題としては、いじめの問題を学校だけの問題として捉えるのではなくて、社会全体としてどう捉えていくかということにもつながるのではないかと、課題として感じています。

最後に、学校としてはいじめの問題への取組は、これからの社会に羽ばたく子どもたちにとって大事な取組であると思っています。皆さん御存じかもしれませんが、いじめの4層構造というのがあります。いじめは加害者と被害者という2者の関係、間で起こる事案ですが、学校現場、あるいは社会の中でも、この加害者、被害者だけではなくて、傍観者、そして観衆、見て見ぬふりをしている人、そしてはやし立てている人、そういうものがこのいじめの中にはあります。それは学校現場でも、社会でも見られるものではないかと思っています。したがって、学校でいじめ問題に取り組むことが子どもたちが社会に羽ばたくときに必ず必要であるという認識の中で、学校はいじめ問題に取り組んでいかなければいけないと思っています。そのことは、先ほど課題の中でも言いました、学校だけの問題ではなくて、社会全体でこのいじめの問題に取り組む機運をつくっていかないといけないと思っています。以上です。

## ●会長

ありがとうございました。

続けて、高等学校、お願いしたいと思います。

## ●委員

失礼します。公立高等学校長協会です。よろしくお願いします。

今、中学校からも言われましたが、高等学校もSNS、この問題が非常に難しいと、把握もしにくいということで、対応に苦慮しているという段階です。今言われましたLINE等は、グループLINEであれば、そのグループ内の者は見ることができるので、こちらのほうから学校のほうに報告があるということもありますが、1対1でやっている場合がわからない。この1対1の場合は、もともとは友達同士で普通に話し合いをしているところが、突然どこかで言い違いがあつて、口げんかのような形になっていく。ちょっと一方的になるとか、そういうことも起きております。本人がなかなか言ってくれないと、こちらが把握できないという状況があります。それから、いじめの対応の中にもありますが、嫌なことを言われるとか、悪口を言われるとか、今それを、もし1回言っただけでも、言われたほうが、これはいじめだと言えば、学校はもういじめと認知して、件数として数えます。友達同士が口げんかをして、次の日からまた仲よく遊んでいます、それでもいじめだと言えばいじめだということになります。全体的には、発達障がいと診断された生徒もおりますので、そういう子が、悪い意味というか、いじめようと思ってではなく、思ったことを素直に口に出した。それが相手にとっては嫌なことであったということも結構起きていまして、対応に困っているというような状況も出ております。以上です。

## ●会長

ありがとうございました。

今、小学校、中学校、高等学校の代表から、それぞれ現状あるいは課題ということでお話しいただきましたが、幾つか共通するところもあったと思います。いじめの認知件数が増えた、そのことによって逆に対応が速やかになってきたという話、あるいはSNS等のそういうネットを使った被害、そういったものが見えない、逆に広がり、そして結果的に深刻化するなどの話も共通して出ていたところでした。学校現場の現状、課題のところの話を、小・中・高からいただいたところですが、これについてお集まりいただいた皆さんから御意見、あるいは質問を受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

## ●委員

一言、先ほど先生方もいろいろ御多忙のこととかあると思います。統計のことです。学校基本調査のもそうですが、学校教員統計の中では、本務教員に関する調査だけであって、要するに臨時の先生方についてはわからないのですが、島根県での臨時の先生の割合がど

のくらいか教えてください。

●会長

事務局、今はわかりますでしょうか。

●事務局

講師の方の割合ということですね。済みません、すぐには答えられません。

●会長

学校の現状、課題、こういったところを受けとめていただいて、御質問、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

民生児童委員協議会です。

今、中学校から、いじめは社会全体として捉える必要があるという御意見でしたが、私は「地域で子どもたちを見守る応援団」と自分が勝手に言っております、そういう立場にあります。学校でお考えになっている、社会との、地域との連携とは、どのようなことであるとお考えでしょうか。地域にいて、いろんな子どもを見て、手を差し伸べる、かかわる、そういう中で、学校との関係がなかなかといいますか、守秘義務の壁にぶつかってしまうというようなこともあって、いつも躊躇しているという状況があります。それで、学校のほうのお考えをもう少し伺いしたいと思います。

●会長

いかがですか。では、中学校長会から。

●委員

お答えになるかわかりませんが、いじめ防止対策推進法の柱はいじめの早期発見、そして未然防止、そしていじめの対処、この3本柱と思いますが、社会全体の問題としてこのいじめ問題を考えたときに、学校と地域の関係を考えてときに、未然防止にかかわる内容が学校と地域社会、社会全体の問題とかかわるのではないかなと思っています。社会の中で子どもたちを育てていく、地域の中で子どもたちを見守っていくという姿勢の中で、いじめに向かわない子どもたちを育てていく。そのためには、自尊感情であったり、自己肯定感であったり、それから褒められること、それから声をかけてもらうこと、あるいはかかわってもらうこと、そういう体験を子どもたちに積み重ねていく。そういったことが子どもたちをいじめに向かわない大きな力になるのではないかなと思っています。例えば具体的には、学校の子どもたちが地域の一員として地域に出かけて活動していく、あるいは

地域の皆さんと一緒に挨拶運動をして、挨拶をかわすような雰囲気を地域でつくっていく、そういった地道な活動が、大事な社会全体の問題として、地域全体で子どもたちを育てていく、そういう機運をつくっていくことがいじめの防止につながっていくと思っています。

#### ●委員

ありがとうございました。具体的に地域の人間が子どもにかかわる、そういう子どもの声かけもですが、いい姿をまた学校に伝えて、学校の中でもその子どもが自己有用感というものを育てていく、そういう連携が生まれてきたら随分社会の雰囲気も、学校と地域の者との連携もできて、子どもたちがいいほうに育っていくと思います。

私は学校に非常勤で勤めているときに、ある学校で挨拶がとても大事にしてあって、挨拶は心と心の握手ですという標語があって、その学校はとても先生たちも廊下で、「おう、おはよう」、「今日は元気だな」などと言われながら育っていったのを思い出しました。それから、この間、小学校に行ったら、「挨拶は笑顔と笑顔のバトンタッチ」という標語がありました。地域の者と子どもたちも含めて、温かいかわりができるといいなということ思い出しました。ありがとうございました。

#### ●会長

学校の事例から、何か御質問、御意見あればと思いますけど。

P T Aからはいかがですか。

#### ●委員

高等学校P T A連合会です。県内でも地域などでそれぞれ事情が違うのかとは思いますが。

お話を聞いて若干気になったのは、不登校とかいじめの原因で、経済的理由というのは皆無になっております。中山間のほうに行けばいくほど、ありがたいことに子育て支援というものが充実していますので、普通に学校に行っている段階で、給食費等の就学援助費、学用品も含めて、家庭状況に応じて支援があります。あわせて子育て支援ということで、医療費無料等もあり、そのため家庭の事情、経済的事情というのは一切表には出ないのだと思います。本当は苦しんでいるいろいろな事情があっても、学校にはちゃんと行けて、あと給食費も払えるし、学用品も買えているので、いじめとか不登校はいろんな要因があるといわれる中の一つの要因がそこで落ちてしまうのだと思います。

先ほどお話があったように、家庭の事情があって子どもが学校に来て暴言を吐くなら様子がわかりますが、経済的理由がわからないまま、ただ学校に来て暴言を吐く子という認識が変わってくる。就学の支援とか子育て支援はすごくありがたいのですが、経済的要

因がわからなくなってしまうと、家庭の事情が見えなくなってくるというのは、一つの大きな問題なのかなと思っています。

また、子どもたちも苦しくて、どこかで相談をすると思うのですが、心が本当に苦しくならないと何も言わないと思います。先ほど話があったとおり、ちょっといじめられると嫌な気分になって、仲直りして、またけんかして、何とか自分で・・・を繰り返していつ、最後、どうしようもなくなったときに、学校を休むか何かサインが出ると思うのですが、そのときに朝、家に親がいるとか、学校に行って、先生が、相談できる人がいるという状況が大事だと思うのですが、家庭も忙しい、学校の先生も忙しい。スクールソーシャルワーカーさんとかいろいろな配置がありますが、常時おられる方たちはないと思います。いついついるから相談に来てねと言ったときに、その子はそのとき大丈夫でも、次のときは苦しいのかもしれない。思ったときに、特に中山間は先生の数が減るとか、いろんな問題があって、いじめの対策という面では、やはり教師とか養護教諭とか、そういう方々が、配置も十分で、少し余裕があると一番いいのかなと思いますが、子育て支援だとか学校を残すという問題といじめの問題と相反するところが出てきていると思うところがあります。以上です。

●会長

そのほか、PTAのほうからいかがですか。よろしいですか。

●委員

特別支援学校PTA連合会です。よろしくお願いします。

会議の中で、高校生までだったら不登校の方とかは家にいたりなどがありますが、高等部を卒業しても、まだ家におられる方に対しては、これからどのように対策をされるのかということが疑問に思うところです。

●会長

事務局お願いします。

●事務局

「連絡調整員」を配置しておまして、先ほど話もさせていただきましたが、中学校を卒業して、高校へ進学しないとか、それから就職もしない。それから高等学校の場合ですと、途中でやめてしまったと。それから、その後、卒業はしたけど、何もしていないというような状況の場合に、ひきこもりが懸念されるという場合は学校、保護者の了解を得てですけども、連絡調整員が実際に出向いてさまざまな支援をするという中で、例えば学校

に、また学びたい場合には、どこか別の学校につなげたり、そういう学ぶチャンスのあるところにつなげたり、それから仕事をするとか、またアルバイトをすることかというような働きかけをしながら、ひきこもりにならないような支援をしております。

●委員

ありがとうございます。

●会長

今、居場所のようなところの話も出てきましたが、こころの宝石箱から何か御意見、御感想等がありますか。

●委員

先ほどもお話に出ていましたが、私の周りでもSNS関係のトラブルが非常に増えている、そういった傾向が最近あるなど思っております。以前は高校生のスマホ関係のトラブルが多かったのですが、最近は低年齢化しているというか、中学生でもトラブルが増えてきているなど感じております。こちらでも高校生と中学生が、何かスマホのアプリか何かの話をしており、その話が終わった後、高校生が、今の中学生すげえなど、ついていけないと高校生が言っているぐらいです。今まではスマホ関係のトラブルは高校生が中心でしたが、これから中学生もトラブルが増えてくるのではないかと気がしておりますし、また、この秋にはスマホの料金が下がるようですが、そうなったらまた小学生も持てるようになってくると、小学生の間でもちょっとした言葉のやりとりの違いでトラブルになったりとか、そういったものが増えてくるのではないかと思っております。そういうことが我々もなかなか気づけなくて、トラブルがあった後わかるという状況ですので、今からそういったトラブルにどう対応していくかということ、いろいろ考えておく必要があると最近感じているところです。以上です。

●会長

ありがとうございます。

中学校、高校からも、また、こころの宝石箱の方からも、SNSの話が出てきたところですが、見えないところで広がって、それが深刻化し、なかなか削除できないという、そういう技術的な難しさみたいなこともある。これが今後、低年齢化するのではないかとというようなお話もあったところですが、警察、あるいは弁護士会、臨床心理士会からも来ていただいておりますが、このSNSに関することでももちろん結構ですが、何か御感想、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

失礼いたします。県警本部、少年女性対策課です。

先ほどからSNSの問題が出ておりますが、大人は子どもに教える、教えてやらないといけないわけですが、子どもが何を使っているか、子どもが使っているアプリ、その内容さえ知らない。もうそうなったら完全にお手あげです。大人としてはなかなかわかりにくい部分ではありますが、やはり若い世代とのコミュニケーションをとっていただいて、それがどういうものなのか、どういう危険性があるのか、そういったことを知っていただきたいと思います。警察では、携帯会社とタイアップをしまして、情報モラル教室でありますとか、フィルタリングの導入について働きかけを行っておりますが、それでもこういったSNSに起因する福祉犯の被害に遭う少年というのは、やはりそういったものを取り入れていないというところから、こういった対策を年々強化しているところです。

先般、画像が流出してしまったということが県内の中学校でありました。それは画像といっても性的な恥ずかしい画像でしたが、当の本人から、まず一次的に下へ何人かに流れます。そこから、また今度はさらに枝がふえて広がっていきます。もうそうになっていくと、どこかのコンピュータのどこかのサーバーに残ってしまう状況になりますので、もう一生消えないという状況が生じてしまいます。ですので、そういうことをまずさせない、しないということを、大人が教えないといけないと思います。警察でも取り組みを行っておりますが、若干の資料等もありますので、もし学校現場などで活用したいということがありましたら、また御相談いただきたいと思います。

●会長

ありがとうございました。

この会は、関係機関、団体の連携を図ることが目的でありますので、学校、警察あるいは地域、あるいはいろんな諸団体がどうつながっていけるかということが極めて大事なことだと思います。今、警察からお話いただきましたが、学校関係あるいはPTAの方で、今のお話に対して何かございますか。よろしいですか。

それでは、臨床心理士会あるいは弁護士会から、今の話の延長でも構いませんし、また別の視点でも構わないですけど、何かございませんか。

●委員

島根県臨床心理士会です。

私自身もスクールカウンセラーとして勤務していて、ふだんは病院で勤務してカウンセ

リングを行っていますが、自分が学校に行っていたときにいじめられていたっていうことを、大人になって、そのときになって初めて話される方が結構おられます。そのときのしんどさが大人になっても残っているもので、そういう話を聞くと、ああ、やはり自分が学校で勤務していて、いじめとか人間関係のトラブルにいち早く気づいていかないと、後々大変なことになるなど思いながら勤務しています。私のスクールカウンセラーとしての勤務は、先ほど言われたように、毎日ではなくてたまになんですよね。最近は学校の先生も、とてもいじめに関するアンテナが高くて、これは重大事案に発展するのではないかということも、本当によく見てくださっていて、学校で子どもたちが何かあったときに、すぐに話せる関係を学校の先生たちとつくっているというのが本当に大事だと思いました。大人になってから、いじめられていたということを使う子は、あまりそのとき学校の先生とうまくいっていなかった方も多いですね。保護者さんとの関係もそうなのですが、SNSのトラブルが起こったときも、近くにいる大人に、言っても平気だなとか、頭から怒られないとか、そういう関係を学校でも築いておけるということがいじめの早期発見にもつながるし、いろいろなトラブルが大きくなるようにするための初期対応として大事だなと思っています。以上です。

#### ●会長

ありがとうございます。

弁護士会のほう、いかがですか。

#### ●委員

島根県弁護士会です。

弁護士会として、特に全体として活動しているというわけではありませんが、学校の中での問題については、法的な解決が必要になるということもあるかと思えますし、そもそもどういう場合にどんな法律が問題になるのかといったことに関しては、なかなか学校の現場の中だけでは判断が難しいということもあるかと思えます。児童虐待に関しては、児童相談所に弁護士を配置して、弁護士の協力をするといったような体制が、今、整っているわけですが、スクールロイヤーといったような構想というものも、今、言われていたりします。もちろん全ての学校に弁護士がつくということが現実的かと言われると、それは難しいのではないかと考えていますが、できればもう少し身近に弁護士に相談していただくシステムができればいいなと考えております。

あとは、先ほどの情報に関してのリテラシーであるとか、人権教育とか、子どもさんに

対しての教育、学校の中だけではなかなか難しい教育について、外部から講師を呼んでいただいで学校で授業させていただくこと。例えば弁護士がいじめ防止についての授業をさせていただくといったようなケースも他県ではやっていると聞いております。県内ではなかなかそこまでできていませんが、今後、弁護士や弁護士会としても、そういったことができればいいなと思っております。以上です。

●会長

ありがとうございました。

松江少年鑑別所、あるいは人権擁護委員連合会からも来ていただいでおりますけど、学校の実態、あるいは関係機関の実態等、お話があったらと思いますけど、いかがでしょうか。

●委員

松江少年鑑別所です。

大きな話ではなくて、SNSの話で一つ小さな情報提供です。子どもたちの間でツイッターとかSNSでいろいろ手段があって、子どもたちの話を聞いていると使い分けみたいなのがあって、いわゆる何か非常に身近な、何か親しい関係はLINEで、そうじゃないところとか、最初に全然知らないところとかとSNSでつながるときにはツイッターみたいな、そういう使い分けをしているような子どもがいるような気がしています。決して全国とか島根全体をこちらで把握しているわけではないのですが、SNSはあくくりににはできないと思います。逆にSNSには割と身近なところで友達ができ、その友達の友達とかで関係が広がっていくようなイメージがあります。かなり地域の離れたところの人とSNSでつながって、高校卒業したとか中退したとか、そして18歳以上で車の免許を持つようになる、SNSでつながった人と車で会いに行くとか、何かそんなコミュニケーションがあるのかなとも思います。

●会長

ありがとうございます。

●委員

人権擁護委員代表です。

私たちが常々、小・中学校行きまして、人権教室というのを開いております。そのとき一番言いたいのは、とにかく一人で悩まないでほしいと。そして、困ったら相談してほしいと。相談する場所もいろいろと紹介しておりますけども、そのあたりのことできちんと

連携したり、いろいろな方と情報共有したりすることが、最終的には子どもを守り、親を守り、人を守ることではないかと思っております。それで、子どもにどういうふうに、どんな思いであるかというのを知らせることも大事な仕事ではないかと思っております。

それから、電話相談のときに途中で切れてしまうという問題。今、私たちもそのことでどのような対応するかというのをみんなで協議しているところですが、せっかくSOSを発している子どもの受けとめる側の問題についても、もっと研鑽を深めなければならないと思っております。

それから、今回の統計はまだ29年度分ですので、まだこれにあらわれることはないと思いますけども、私たちの地域で近年非常に問題になっておりますのは外国人の子弟の問題でございます。保護者の方もいらっしゃるわけですが、先ほどいじめの問題も、早期発見という言葉がありましたけれども、これについても何か対応する糸口というか、そういうことを開始してもいいのではないかと。私たちの思う以上に、文化の違いだとか、あるいは伝える手段が非常に不十分なところで悩んでる子どもがたくさんいるのではないかと。そういう意味でも、早く手をつける必要があるのではないかと感じました。以上です。

#### ●会長

ありがとうございました。

今、外国にルーツを持つ子どもたち、あるいはその保護者の話も出たところで、島根県でもそういう方が非常に増えているという現実ですが、事務局、何かこの辺について、新しい情報があればと思いますが、いかがでしょうか。

#### ●事務局

今のお話に直接お答えできないのですが、不登校の状況で、外国にルーツを持つ子どもの状況というのを調べました。言葉の違いや文化の違いがあって、多くの子どもがそういう状況になっているのではないかと思って調べたのですが、29年度の結果では、大きな差は見られませんでした。不登校の状況の中には、外国にルーツを持つ子どもたちが、そうでない子と比べて、特に不登校の率が高いということはなかったということがわかっております。

#### ●会長

松江地方法務局、いかがですか。

#### ●委員

先ほど人権教室のお話がありましたが、法務省の人権擁護機関として、県内各地の学校

で人権教室をやっております。教育関係者でない、外部の授業ということで法務局のほうで受け付けておりますので、連携という意味でお願いしたいと思います。

それから、先ほど来、SNSの話が出ておりましたが、若い世代ではSNSによるコミュニケーションがとられているわけですが、それを使った相談などについては、先般、松江市のいじめ問題対策連絡協議会でお話しいただいたのですが、島根県のほうでSNSを使った相談窓口というようなことについてお考えがあるかないのかをちょっとお伺いしたいと思います。

●会長

事務局、お願いします。

●事務局

いろいろな機関にそのようなお話も伺っておりますし、我々もSNSの相談窓口の必要性について認識をしているところでございます。SNSの相談については必要性を感じており、検討はしているという状況でございますが、実際に実現するかどうかというところが、まだお答えはできないところでございます。

●会長

ありがとうございました。

●委員

SNSを使った相談ですが、チャイルドラインは今、電話の相談が減ってきています。これはなぜかという、子どもたちが電話を使いにくいのと、電話を使って連絡をとる、相談するという事に慣れていないからです。家庭からは固定電話がなくなっているし、公衆電話も減ってきています。それで、子どもたちは携帯を持っている子もいるのですが、保護者さんは、料金が安いといった理由、子どもたちは電話を使わないといった理由などから、電話をする機能がついてない契約をしておられる人がどんどん増えてきましたので、携帯を持っていても電話はできないというようになっていきます。そういうこともあり、チャイルドラインでは少しずつ実施時間を増やしながら、チャットを使ったオンライン相談をしています。今、毎週の木曜日と隔週の金曜日に相談を受けており、まだ宣伝が行き届いていないのですが、それでも相談してくる子からの相談を3分の1ぐらいしか受けることができない状態になっています。きょう、宣伝も兼ねまして年次報告書を持ってきました。表紙をめくった裏側の下のところに、チャイルドライン支援センターのホームページのアドレスを載せていますが、ここのトップページのところからオンライン相談の窓口が

つけてありまして、基本は毎週木曜日と隔週の金曜日ですが、3月の中ごろとか、春休みの終わりとか、連休のころとか、11月とか、その辺で毎日できる、実施日や実施時間を増やして相談も受けているので、これをどういう形で周知していこうかというのも考えております。

たまたまありがたいことに、益田市の自死防止の担当の方から電話をいただきまして、相談窓口の紹介にチャイルドラインを載せてもいいかと問い合わせがあり、載せるということになりました。では具体的にはどういう時間帯ですかということで、毎日4時から9時ですよという話をしたのですが、その時このオンライン相談窓口についても載せていただけないかというお願いをしましたら、このホームページを掲載して、オンライン相談として掲載しましょうと言ってくださいました。県のほうも、相談窓口としてチャイルドラインの電話番号を載せていただいているところがあるのですが、同じようにリンクしていただけるとありがたいです。

この相談の日が増えているのは、始めたときから、子どもたちからもっと増やしてくれとていう連絡がたくさんあったからです。それは電話ができないだけではなくて、電話で相談すること自体慣れていなくて、この間、うちの会員がテレビで見たと言っていたことですが、公衆電話の使い方を知らない子どもや、受話器を持って、上げてからお金を入れたりカードを入れたりといったことも知らない子どもたちが増えているということで、本当に子どもたちは電話をしてない。だから、いつでも電話しておいでと言っても、電話自体に慣れていないと、何か悩みを抱えていて足取りが重くなっているところに、ぱっと電話できないということがありますので、どんどん増やさなくていけないと私たちも考えております。同時に、よかったのは、電話をすることが下手な子とか、あと聴覚に障害のある子でもLINEによる相談ならできる、オンライン相談ならできること。また、これはちょっと考えてみなかったのですが、世界中がつながるので、今、日本にいない子どもたちからも相談を受けることができる。ぜひこれは増やしていただきたいと思います。県だけではなくて、ほかの電話相談を受けていらっしゃる各機関が、何らかの格好でオンライン相談の窓口を開けていただいて、今、県が配っておられる子どもや家庭のための相談窓口の一覧表の電話番号のあるところの下に、皆さんのホームページのアドレスがつくような、そういう状況になるともっと子どもたちの声を聞いてあげる、助けてっていう声が届きやすい状況になるのではないかと考えております。

あと、今の学校の状況を地域の人たちにも広く知らせていただきたいと思います。私は

まだ孫が学校に行っていないのでよくわかりませんが、それでも小学校でいじめがおさまったと思ったら、また違う組み合わせでいじめが始まったとか、中学校ですごくやんちゃな子がいて、先生がその子にばかり時間をとられて、授業が満足に進めないという相談なども受けます。たまたま相談を受けて、どこの学校でどれが起きたかを聞いています。例えば県内でどれぐらいの学校が、学校で先生が授業を満足に進めることができない状態になっているのかということも何らかの格好で把握して、それを地域の人に知らせるとかすると、ちょっと学校に行って、授業中後ろに立っていきましょうかみたいな方がいらっしゃるのではないかと思います。先生方は手いっぱいでお忙しいので、そんなに学校が大変だったら、何らかの格好で手伝いたいと思っている方もいらっしゃると思うので、その辺をつなげることも考えていただけるとうれしいです。

#### ●事務局

先ほど言っていた、アドレスを入れるという件については、前向きに検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### ●会長

今日いろいろお話聞いたところで私の感じるところは、学校と地域、あるいは社会のいろいろな関係団体がどうつながっていけるのかというのが非常に大事になってくるかなど。来年から学校は新しい教育課程がスタートするわけですが、そこでのキーワードが、「社会に開かれた教育課程」ということで、学校が社会とどうつながっていけるのか、そういったことが求められている。学校でも、そういったことがきちんとマネジメントできるということが求められてくるわけですが、このいじめのことについても、学校、地域社会がどうつながっていけるのかというのを、学校もいろいろやっている、地域もいろいろやっている、関係団体もいろいろやっている中で、それがどうつながっていけるかということが非常に大事なことになってくるかなどということを、感想として持ちました。

全体を通して御意見があれば、最後受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ●委員

やはりいじめから学校に行かなくなって、それから精神的に病んで、その後っていう方たちが私たちのところでは多いです。学校に行かなくていいということを知ってたら行かなかったとか。きょうは、この調査が一つの大きなテーマだったので、本当に今つらい状況にある、あるいはつらい思いをした子どもの声がどれだけ聞かれた調査であるのかということは考えていただきたいと思います。日本財団が長欠の調査について、ネットを使っ

て本人から直接聞く調査をされました。文部科学省の調査結果とはかなり違っていたと思います。学校との関係の中で、教員との関係が多かったように思います。3年前に教育機会確保法という新しい法律ができて、不登校の子どもと障害のある子ども、そして外国人の子どもに対して、児童理解・支援シートということで、本人が知らないところで本人に関する情報が記入されるようなことが始まろうとしています。私はやはり子ども本人に聞く努力はしてもらいたいなと思っています。

不登校の子ども、家に10数年ひきこもっていた方がおられましたけど、学校に行かなかったり家にいることは悪いことではないと思いますし、何かその見方を変えていただければ。家にずっといると大変なことになるとか、学校に行かないと将来がないというようなことを、私たちは言われました。私は家にいてもいいんじゃないのと、外に出なきゃいけない、いけない、いけないっていう視線が引きこもらせているんじゃないかと思っています。10年いても大丈夫だよ、学校に行けなくても、行かなくても大丈夫だよ、うちに10何年いても大丈夫だよっていうことを、私たちは学校卒業してから、今40代になった人たちに伝えていこうと思っています。彼らが本当のことを聞いてもらえてないと、話せていないというのは、私も含めて自戒をしておりますので。この調査についても、今の担任の先生にわかるわけないんですね、きっかけとかっていうのは。何年も前から学校に行かない子についてさかのぼって誰が聞くんですか。本人に聞かないで、どうしてこういう調査があるのかと。対教師暴力のことですけど、最終的なある場面を切り取ると、子どもに問題があるとされていますが、教員暴力についても、先生にとってもいろんなことがあって、最後切れちゃったとか、子どもも、その前にいろんなことがあって最後にということもあると思うので、項目1の暴力行為等についても、問題とされる子ども自身の言い分をぜひ聞いてほしいと思います。私自身、こういうところにいるのはとてもつらいです。子どもも、その親も何も聞かれないで、どうして不登校の原因が親の不和とか書かれてしまうのかってずっと思っていますので、どうぞ本人に、ネットもありますので、直接聞いて、調査に記入していただければと思います。

#### ●会長

ありがとうございます。

大体予定した時間になったところですけど、よろしいですか。

本日の議事は以上で終了したいと思います。進行に御協力いただきましてありがとうございました。

では、事務局にお返ししたいと思います。

#### ●事務局

失礼します。先ほど質問に対する回答をしたところで訂正があります。不登校でどこにもつながっていないという数字を、小学生で159と中学校で264と言いましたが、これは学校の中で教育相談などの指導を受けていないという数字でございまして、実際どこにもつながっていない、支援センターとか、民間のフリースクールなどにも全くつながっていないのは、小学校では306人の不登校児童生徒うち69人で割合は22.5%、中学校は576人中97人で割合では16.8%がどこにもつながっていないという状況でございました。訂正をさせていただきます。

#### 【教育長閉会挨拶】

#### ●教育長

本日は、長時間にわたりまして、防止の段階、あるいは早期発見の段階、対処の問題、さまざまな点につきまして多くの意見をいただきました。誠にありがとうございます。

皆様方のお話を聞いておりまして、本当に皆様方が島根の子どもたちの心配をされていたいておりますこと、それから、温かい心を受けて、あるいは温かい行動を起こしていただいていることに、改めて深く感謝を申し上げたいという気持ちでおります。子どもたち、本当に一人一人の人生そのものにかかわることであろうと思います。これは今日のお話の中でも出てきました、加害者、被害者に限らず、傍観している子どもたちにとっても、また周りの子どもたちにとっても、非常に大きなことであるということを、私たちもしっかりと胸に刻まないといけないと思った次第でございます。また、子どもたちはまだまだ成長の段階にいます。これからいろいろなことを吸収していき、あるいは正しいと思っている価値観が、実は違っているというときの修正も、まだまだ幾らでもきく、そういった年代であり、それを学校だけではなくて、家庭、地域、みんなで支えて育てていくという、非常に基本的なところが、この問題の解決の大事なポイントの一つであると改めて感じたところでございます。

SNS、あるいはネットというような話も、今日たくさん出てまいりました。これが何か問題のツールですと取り締まるという話になるのですが、これからの時代はコミュニケーションのツールとしては、どこかで使い方を学んでいかないといけない、避けることが多分できないという時代になるのだと思います。その使い方、どういう影響があるの

かというのを教えるのと同時に、そういう通信のツールを使うのが人と人の触れ合いではないということ、直接人と人とが、会って、相手の顔を見て話したり、相手のことを感じ取ったりするような、そういった心の教育というものも、この課題の解決のためにしっかり検討していかないといけないポイントではないかと感じた次第でございます。

最後に、本日も地域の皆様方、あるいは関係機関の皆様方、NPOの皆様方、たくさん御意見をいただきました。本当に子どもたちがいろいろなチャンネルを持っていること、いろいろな相談相手を、実際に、私は、この人がいる、ここにもこの人がいるという思いを持つことも非常に大事だと思った次第でございます。学校教育だけでは対応できない点もたくさんございます。今後ともお集まりの皆様方のお力添えをお願いし、また、できるだけ思いを共有しながら取り組んでまいりたいと思っております。今後とも何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。簡単ではございますが、終わりに当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。